

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 収納係	
許 認 可 等 名	国民健康保険料の延滞金の減免	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第22条第4項	
連 絡 先	(電話 621 - 5165)	
審 査 基 準	基 準	<p>(延滞金)</p> <p>第22条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認める者については、第1項の延滞金を減免することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日(休日を除く・休日を含む)</p> <p>当該処分の実績がないので、当面設定しない。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)